

奥州市上下水道事業告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和8年3月11日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和8年4月1日

2 汚水を処理すべき区域

胆沢

小山字館の全部、小山字後大畑、小山字前大畑、小山字下野中、小山字前道場、小山字道場、小山字萩屋敷、小山字峠の各一部

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター